

還付加算金の計算方法について

$$\text{計算基礎額 (納付済額 - 正当額)} \times \text{還付加算金の割合} \times \frac{\text{加算日数}}{365 \text{日}} = \text{還付加算金}$$

1 計算基礎額について

納付していただいた額から正しい税額を差し引いた額となります。

計算基礎額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

また、計算基礎額が 2,000 円未満であるときは、還付加算金の計算を行いません。

(地方税法第 20 条の 4 の 2)

2 還付加算金の割合について

平成 26 年 1 月 1 日以降は、特例基準割合(特例基準割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%)となっており、平成 30 年中は年 1.6%となっています。

平成 26 年中の特例基準割合・・・年 1.9%
平成 27 年中の特例基準割合・・・年 1.8%
平成 28 年中の特例基準割合・・・年 1.8%
平成 29 年中の特例基準割合・・・年 1.7%

* 特例基準割合とは...各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の貸出約定金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に年 1%の割合を加算した割合のことをいいます。

3 加算日数について

過誤納金の還付事由に応じた次の日の翌日から還付の支出決定をした日または充當を行った日までの期間の日数を計算します。

- ・更正、決定、賦課決定・・・納付又は納入があった日
- ・更正の請求に基づく更正・・・と のいずれか早い日
 - 更正の請求の日の翌日から 3 月を経過する日
 - 更正の日の翌日から 1 月を経過する日
- ・所得税の更正または所得税の申告書の提出に基づく賦課決定
 - 所得税の更正の通知が発せられた日の翌日から 1 月を経過する日
 - 所得税の申告書の提出がされた日の翌日から 1 月を経過する日
- ・上記以外・・・次の過誤納となった日の翌日から 1 月を経過する日
 - 申告書の提出により確定した地方税・延滞金に係る過納金でその額を減少させる更

正(更正の請求に基づくものを除く)により生じたもの・・・その更正があった日
の過納金以外の過誤納金・・・納付又は納入があった日

* 加算日数の除算期間として、還付(充当)通知書を発した日から、30日を経過する日までに還付請求が行われない場合、その翌日から支出を決定した日までの期間が除算されます。

4 還付加算金について

還付加算金の金額に100円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てます。また、還付加算金の金額が1,000円未満である場合は、還付加算金は加算されません。